

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-506389

(P2017-506389A)

(43) 公表日 平成29年3月2日(2017.3.2)

(51) Int.Cl.

G06Q 30/02

(2012.01)

F 1

G 06 Q 30/02

テーマコード(参考)

3 8 2

5 L O 4 9

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2016-550701 (P2016-550701)
 (86) (22) 出願日 平成27年2月9日 (2015.2.9)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年8月8日 (2016.8.8)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2015/015045
 (87) 國際公開番号 WO2015/120397
 (87) 國際公開日 平成27年8月13日 (2015.8.13)
 (31) 優先権主張番号 61/936,947
 (32) 優先日 平成26年2月7日 (2014.2.7)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 511287994
 ヴィジブル ワールド インコーポレイテッド
 アメリカ合衆国 ニューヨーク州 100-01 ニューヨーク ウエスト サーティフォース ストリート 460
 (74) 代理人 100086771
 弁理士 西島 孝喜
 (74) 代理人 100088694
 弁理士 弟子丸 健
 (74) 代理人 100094569
 弁理士 田中 伸一郎
 (74) 代理人 100067013
 弁理士 大塚 文昭

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】コンテンツ配信情報及び検証を提供するためのシステム及び方法

(57) 【要約】

コンテンツ提示デバイスへのコンテンツアセットの配信に関する付記されたコンテンツ提示情報を管理する方法、システム、及びコンピュータ可読媒体を一般的に説明する。提示情報管理システムは、コンテンツアセットが配信計画に従ってコンテンツ提示デバイスを通じて提示されたか否かを検証するように構成することができる。一部の実施形態において、管理システムは、管理システムによってアクセスされる各コンテンツアセットのためのコンテンツ識別子を発生させ、かつコンテンツアセットがコンテンツ提示デバイスを通して提示された時に提示情報を受信するように構成することができる。コンテンツ識別子は、コンテンツアセットが、コンテンツアセットがコンテンツ提示デバイスで提示された時にコンテンツ提示デバイスでのような管理システム内で認識されることを可能にするように構成することができる。

【選択図】図 1

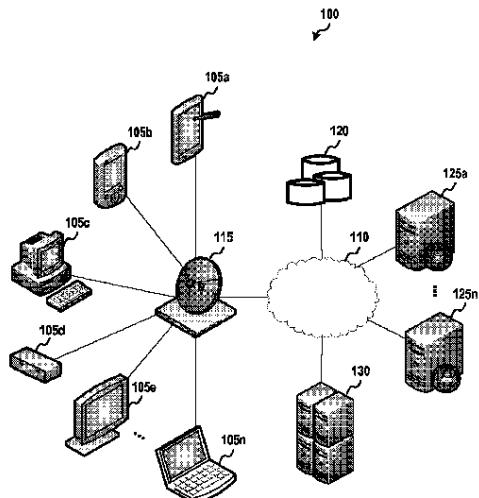


FIG. 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

コンテンツ配信検証システムであって、
プロセッサと、

前記プロセッサと作動可能に通信する非一時的コンピュータ可読ストレージ媒体と、
を含み、

前記コンピュータ可読ストレージ媒体は、実行された時に前記プロセッサをして
配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスさせ、

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス
上に提示されていることに応答して、該少なくとも1つのコンテンツアセットを識別する
ように構成された該少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコン
テンツ識別子を発生させ、

前記少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された前記少なくとも1つ
のコンテンツアセットが前記少なくとも1つのコンテンツ識別子に基づいて認識されてい
ることに応答して、提示情報を受信させ、かつ

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが前記配信計画に従って提示されたか否かを
検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを前記提示情報に基づいて発生させ
る、

1又は2以上のプログラミング命令を収容する、
ことを特徴とするシステム。

【請求項 2】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、テレビ広告を含むことを特徴とする請求
項1に記載のシステム。

【請求項 3】

前記少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスは、テレビ及びスマートテレビのうちの
少なくとも一方を含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項 4】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、自動コンテンツ認識を使用して認識され
ることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項 5】

前記配信計画は、広告キャンペーンを含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム
。

【請求項 6】

前記配信計画は、視聴者ベース広告購入キャンペーンを含むことを特徴とする請求項1
に記載のシステム。

【請求項 7】

前記提示情報は、提示時間、提示地理、及び提示ネットワークを含むことを特徴とする
請求項1に記載のシステム。

【請求項 8】

前記提示レポートは、前記少なくとも1つのコンテンツアセットに対する視聴者インプ
レッションの推定を含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項 9】

コンテンツの配信を検証するコンピュータ実装方法であって、
プロセッサにより、

配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスする段階と
、

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス
上に提示されていることに応答して、該少なくとも1つのコンテンツアセットを識別する
ように構成された該少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコン
テンツ識別子を発生させる段階と、

10

20

30

40

50

前記少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された前記少なくとも1つのコンテンツアセットが前記少なくとも1つのコンテンツ識別子に基づいて認識されることに応答して、提示情報を受信する段階と、

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが前記配信計画に従って提示されたか否かを検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを前記提示情報に基づいて発生させる段階と、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項10】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、テレビ広告を含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。10

【請求項11】

前記少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスは、テレビ及びスマートテレビのうちの少なくとも一方を含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項12】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、自動コンテンツ認識を使用して認識されることを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項13】

前記配信計画は、広告キャンペーンを含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。20

【請求項14】

前記配信計画は、視聴者ベース広告購入キャンペーンを含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項15】

前記提示情報は、提示時間、提示地理、及び提示ネットワークを含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項16】

前記提示レポートは、前記少なくとも1つのコンテンツアセットに対する視聴者インプレッションの推定を含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ実装方法。30

【請求項17】

コンテンツの配信を検証するように構成されたコンピュータ可読プログラムコードを有するコンピュータ可読ストレージ媒体であって、

前記コンピュータ可読プログラムコードは、

配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスするように構成されたコンピュータ可読プログラムコードと、

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス上に提示されていることに応答して、該少なくとも1つのコンテンツアセットを識別するように構成された該少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコンテンツ識別子を発生させるように構成されたコンピュータ可読プログラムコードと、

前記少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された前記少なくとも1つのコンテンツアセットが前記少なくとも1つのコンテンツ識別子に基づいて認識されることに応答して、提示情報を受信するように構成されたコンピュータ可読プログラムコードと、40

前記少なくとも1つのコンテンツアセットが前記配信計画に従って提示されたか否かを検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを前記提示情報に基づいて発生させるように構成されたコンピュータ可読プログラムコードと、

を含む、

ことを特徴とする媒体。

【請求項18】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、テレビ広告を含むことを特徴とする請求項17に記載のコンピュータ可読ストレージ媒体。50

【請求項 19】

前記少なくとも1つのコンテンツアセットは、自動コンテンツ認識を使用して認識されることを特徴とする請求項17に記載のコンピュータ可読ストレージ媒体。

【請求項 20】

前記配信計画は、視聴者ベース広告購入キャンペーンを含むことを特徴とする請求項17に記載のコンピュータ可読ストレージ媒体。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】****[関連出願への相互参照]**

10

本出願は2014年2月7日出願の米国仮特許出願第61/936,947号の利益を主張するものであり、その開示は、その全体があたかも本明細書に完全に示されるが如く引用によって組み込まれている。

【0002】

説明する技術は、一般的に、コンテンツの提示に関連付けられた情報を提供することに關し、より具体的には、配信計画に従ってコンテンツの提示を検証することに関する。

【背景技術】**【0003】**

20

広告主及びオンラインコンテンツ制作者のようなある一定のコンテンツ開発体は、いついかにして彼らのコンテンツがユーザに提示されたかに関する情報を正確かつ適時に受信することができていない。従って、これらのコンテンツ開発体は、彼らのコンテンツがコンテンツ配信者との彼らの契約に従ってユーザに放送されたことを検証することができない。例えば、テレビ広告主は、放送局及びメディア代理店が特定の時間に広告が流れたりを証明する時に、コンテンツ配信者がインプレッションとして何を集計しているかを決定することができない。これに加えて、広告主は、彼らのテレビ広告が推定で放送された時と、彼らの広告が、必要とされる時間にかつ番組中に流れたりを検証するための放送後分析との間の遅延時間について不満を訴えている。通常、広告を販売する会社又は第三者処理業者によって生成されるこのような放送後分析レポートは、広告主によって受け取られるのに数週間を要する可能性がある。従って、広告キャンペーンが完了した後まで矛盾に対処することができないことが多い。

30

【0004】

視聴者ベース広告購入は、コンテンツ開発体に対して新しい機会を提示することができるが、コンテンツインプレッションの正確かつ適時なレポートに伴った問題が増す場合もあるプログラム的購入及び販売の新しいモデルである。現在、ほとんどの非デジタルメディア、特にテレビコンテンツは、コンテンツ及びコンテキストに基づいてパッケージ化、販売、かつ購入されている。ウェブサイト上、刊行物（例えば、雑誌）内、及びテレビでの購入広告機会のような広告キャンペーンを異なるメディアにわたってスケーリングすることは可能であるが、プログラム的購入及び販売は、スケールを追加し、かつコンテンツ又はコンテキストに関係なく多くの異なるメディアにわたってデータの中核セットによって定められる広告主が「購入」するか又は特定の視聴者をターゲットにすることができる視聴者ベース広告を通して視聴者ターゲット化を改良する可能性がある。

40

【0005】

視聴者ベース広告を通して、メディア代理店は、彼らの取引デスク及びデマンドサイドプラットフォーム（DSP）を使用して、科学的なリアルタイムプログラム的技術に基づいて「視聴者 - 購入」に対してメディア目録に対する入札機会を生成することができる。視聴者ベース広告購入の成長は、取りわけ、データ駆動型視聴者ターゲット化ソリューションを使用して、デジタル及びテレビ広告キャンペーンのような複数のメディアカテゴリにわたる広告の調整を改良する機会によって推進されている。

【0006】

視聴者ベース購入は、関連するテレビ視聴者情報を購入する広告主及び代理店が、彼ら

50

のキャンペーンを実行するのに使用される実際の広告目録内への可視性を有していないので、広告検証に関連する新しい懸念を生じている。例えば、個々のテレビ広告配置を購入するかわりに視聴者ベーステレビ購入を使用する時に、広告主及び／又は代理店は、定められたターゲット視聴者に対するある一定の数のインプレッションを購入している。しかし、テレビ視聴者ベース販売を行う会社は、視聴者ベーステレビ購入に関連付けられた特定のテレビ広告ユニット内への可視性を提供しない。従って、視聴者ベース購入は、現在のところ、広告主及び代理店を彼らの広告が配信されたか否か、何時配信されたか、及び何処で配信されたかを独立に検証するいずれの方法も、又はそのような広告の潜在的な視聴者インプレッションを推定するいずれの手段もないままに残している。

【発明の概要】

10

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

従って、コンテンツ開発体は、彼らのコンテンツの提示及び視聴者インプレッションに関連する情報を正確かつ適時に提供することができるシステムから利益を受けると考えられる。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の開示は、説明する特定のシステム、デバイス、及び方法を変更することができるので、これらに限定されるものではない。説明に使用される用語は、単に特定のバージョン又は実施形態を説明する目的のものであり、本発明の範囲を限定するように意図していない。

20

【0009】

この文書に使用される時に、単数形「a」、「a n」、及び「t h e」は、関連がそれ以外を明確に示さない限り複数の参照を含む。他に定義されない限り、本明細書に使用する全ての技術的及び科学的用語は、当業者によって一般的に理解されるのと同じ意味を有する。本発明の開示のいずれも、本発明の開示で説明する実施形態が従来の発明によるそのような開示に先行する資格を与えられないという承認として解釈すべきではない。この文書に使用される「含む」という用語は、「以下に限定されるものではないが、含む」を意味する。

【0010】

30

実施形態において、コンテンツ配信検証システムは、プロセッサと、プロセッサと作動可能に通信する非一時的コンピュータ可読ストレージ媒体とを含むことができる。コンピュータ可読ストレージ媒体は、実行された時にプロセッサをして、配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスさせ、少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス上に提示されていることに応答して少なくとも1つのコンテンツアセットを識別するように構成された少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコンテンツ識別子を発生させ、少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ識別子に基づいて認識されていることに応答して提示情報を受信させ、かつ少なくとも1つのコンテンツアセットが配信計画に従って提示されたか否かを検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを提示情報に基づいて発生させる1又は2以上のプログラミング命令を収容する。

40

【0011】

実施形態において、コンテンツの配信を検証するためのコンピュータ実装方法は、プロセッサにより、配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスする段階と、少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス上に提示されていることに応答して少なくとも1つのコンテンツアセットを識別するように構成された少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコンテンツ識別子を発生させる段階と、少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ識別子に

50

基づいて認識されていることに応答して提示情報を受信する段階と、少なくとも1つのコンテンツアセットが配信計画に従って提示されたか否かを検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを提示情報に基づいて発生させる段階とを含むことができる。

【0012】

実施形態において、コンピュータ可読ストレージ媒体は、コンテンツの配信を検証するように構成されたコンピュータ可読プログラムコードを有することができる。コンピュータ可読プログラムコードは、配信計画に関連付けられた少なくとも1つのコンテンツアセットにアクセスし、少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ提示デバイス上に提示されていることに応答して少なくとも1つのコンテンツアセットを識別するように構成された少なくとも1つのコンテンツアセットのための少なくとも1つのコンテンツ識別子を発生させ、少なくとも1つのコンテンツ提示デバイスによって提示された少なくとも1つのコンテンツアセットが少なくとも1つのコンテンツ識別子に基づいて認識されていることに応答して提示情報を受信するように構成されたコンピュータ可読プログラムコードと、少なくとも1つのコンテンツアセットが配信計画に従って提示されたか否かを検証するように構成されたコンテンツ提示レポートを提示情報に基づいて発生させるように構成されたコンピュータ可読プログラムコードとを含むことができる。

【0013】

本発明の上述の及び他の目的は、添付の図面に関して行われる以下の詳細説明からより容易に明らかになるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】一部の実施形態による例示的コンテンツ提示情報管理システムを示す図である。

【図2】一部の実施形態による例示的コンテンツ提示情報管理システムを示す図である。

【図3】一部の実施形態によるコンテンツ提示情報を管理する例示的方法に関する流れ図を示す図である。

【図4】本明細書に説明する様々な方法及び処理を実施するためのコンピュータデバイスの様々な実施形態を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

説明する技術は、一般的に、コンテンツ提示デバイスへのコンテンツアセットの配信に関連付けられたコンテンツ提示情報を管理するためのシステム、方法、及びコンピュータ可読媒体に関する。一部の実施形態において、提示情報管理システム（「システム」又は「管理システム」）は、配信計画に従ってコンテンツアセットがコンテンツ提示デバイスを通して提示されたか否か（例えば、「インプレッション」）を検証するように構成することができる。一部の実施形態において、管理システムは、管理システムによってアクセスされる各コンテンツアセットのためのコンテンツ識別子を発生させて、コンテンツアセットがコンテンツ提示デバイスを通して提示された時に提示情報を受信するように構成することができる。コンテンツ識別子は、コンテンツアセットが、コンテンツ提示デバイスを通して提示された時に（例えば、視聴、ダウンロード、アクセス、再生、記録、又はストリーミングなど）、コンテンツアセットが、管理システム内で、例えば、コンテンツ提示デバイスにおいて認識されることを可能にするように構成することができる。一部の実施形態において、本発明のシステムは、コンテンツアセットを認識するための自動コンテンツ認識（A C R）システムを含むか又は他にそれを使用することができる。コンテンツ識別子は、指紋、透かし、英数字コード、又は文字列のようなコンテンツの一意的な識別子、又は他の識別デバイスを提供するように構成することができる。一部の実施形態において、コンテンツ識別子は、ビデオ及び／又はオーディオコンテンツに基づいて一意的な指紋又は英数字コードを発生させることのようなコンテンツを使用して発生させることができる。一部の実施形態において、コンテンツ識別子は、コンテンツに割り当てられた一意的な英数字識別子を含むことができる。

【0016】

10

20

30

40

50

コンテンツアセット（又はコンテンツ）は、一般的に、メディアを通して表現することができるデータ、情報、又はメディアなどのいずれかのタイプを含むことができる。例示的メディアは、テレビ、ラジオ、放送、ケーブルテレビ、及び衛星放送テレビ、及び／又はこれらのネットワーク（例えば、インターネット）形態のようなオーディオ及び視覚的メディアを含むことができる。コンテンツの例は、限定するものではないが、ビデオ、オーディオ、映画、ビデオゲーム、テレビ及びラジオ番組、コマーシャル、ウェブサイト、画像、写真、テキスト、電子又はデジタル文書、触覚又は触感感覚、情報源、ストリーミングメディア、ソーシャルメディア、ソーシャルネットワーク、及び／又はその組合せを含むことができる。一部の実施形態において、コンテンツは、限定するものではないが、ウェブサイト広告、インターネット広告、サーチエンジンマーケティング（SEM）、ソーシャルメディアマーケティング、及びモバイル機器広告を含むテレビ広告又はオンライン広告のような広告を含むことができる。10

【0017】

コンテンツ提示デバイスは、一般的に、閲覧者又は他のタイプのコンテンツ消費者にコンテンツを提示することができる現在当業技術で公知の又は将来開発されるいづれかのデバイスである。コンテンツ提示デバイスの非限定的な例は、テレビ、スマートテレビ、ラップトップコンピュータ、携帯情報端末（PDA）、タブレットコンピュータデバイス、スマートフォン、パーソナルコンピュータ（PC）、ディスプレイモニタ又は端末、ラジオ、オーディオデバイス、スピーカ、ヘッドフォン、触覚デバイス、電子読取デバイス（「e - リーダー」）、発光ダイオード（LED）デバイス、有機LED（OLED）デバイス、ウェアラブルスクリーン、セットトップボックス、衛星受信機、ビデオオンデマンド（VOD）受信機、コンテンツ受信機（例えば、米国カリフォルニア州クバチーノのApple・インコーポレーテッド製のApple TV（登録商標）、米国カリフォルニア州サラトガのRocku、インコーポレーテッド製のRocku（登録商標））、デジタルビデオレコーダ（DVR）、パーソナルビデオレコーダ（PVR）、ハードドライブ、フラッシュドライブ、ストレージサーバ、デジタルビデオディスク（DVD）デバイス、又はBlu-ray（TM）デバイスなどのを含む。20

【0018】

提示情報は、一般的に、コンテンツ提示デバイスでのコンテンツの提示に関連する情報を含むことができる。提示情報の非限定的な例は、時間、日付、地理情報、コンテンツ識別子、コンテンツ、コンテンツ提示デバイス情報（例えば、デバイス識別子、ハードウエア情報、デバイスタイプ、所有者又は加入者情報、ネットワーク情報、又は例えば実際のユーザインプレッションの可能性を示すデバイス活動など）、ネットワーク情報（例えば、伝送ネットワーク、加入者ネットワーク、放送ネットワーク又はチャネル）、又は再生情報（例えば、早送り、録画、又はコンテンツアセット全体が閲覧されたか否かなど）などを含むことができる。30

【0019】

配信計画は、広告コンテンツのための広告キャンペーンのようなコンテンツ配信を指定するように構成されたいづれかのタイプのスケジュール及び／又は計画を含むことができる。一部の実施形態において、配信計画は、視聴者ベース広告購入キャンペーンを含むことができる。一部の実施形態において、管理システムは、配信計画に従ってコンテンツアセットが視聴者に配信、閲覧、アクセス、又は他に提示されたか否かを検証するように構成することができる。40

【0020】

図1は、一部の実施形態による例示的管理システムを示している。図1に示されている管理システム100は、サービスプロバイダ115によって配信されるコンテンツを開発するように構成されたコンテンツ開発体125aからnを含むことができる。コンテンツ開発体125aからnは、広告主、広告代理店、テレビスタジオ又は放送ネットワーク、ラジオチャネル、ウェブサイトプロバイダ、VODサービス、コンテンツデータストア、又は配信サービスなどのような当業技術で公知のいづれかのタイプのコンテンツ開発体を50

含むことができる。サービスプロバイダ 115 は、ケーブルテレビ又は衛星ネットワーク、又はインターネットのような通信ネットワークのようなネットワーク 110 を通してコンテンツプロバイダ 125a から n からのコンテンツにアクセス可能である。サービスプロバイダ 115 は、コンテンツ提示デバイス 105a から n にコンテンツを提供することができるいずれかのタイプのエンティティ又は構造体を含むことができる。例えば、サービスプロバイダ 115 は、テレビ放送ネットワーク、ケーブルテレビネットワーク、衛星テレビネットワーク、インターネットサービスプロバイダ (ISP)、コンピュータデバイス広告ネットワーク、メディア配信ネットワーク、クラウドコンピュータネットワーク、ローカルエリアネットワーク (LAN)、ワイドエリアネットワーク (WAN)、地上波ネットワーク、モバイルネットワーク、及び / 又はその組合せを含むことができる。

10

【0021】

コンテンツ提示デバイス 105a から n は、閲覧者又は他のコンテンツ消費者へのコンテンツを受信すること及び / 又はそれを提示することができるいずれかのタイプのデバイスを含むことができる。コンテンツ提示デバイスの非限定的な例は、テレビ、スマートテレビ (又は他のインターネット又はネットワーク対応テレビ)、ラップトップコンピュータ、PDA、タブレットコンピュータデバイス、スマートフォン、PC、ディスプレイモニタ又は端末、ラジオ、オーディオデバイス、スピーカ、ヘッドフォン、触覚デバイス、電子読取デバイス、LED デバイス、OLED デバイス、ウェアラブルスクリーン、セットトップボックス、衛星受信機、VOD 受信機、及びコンテンツ受信機を含む。

20

【0022】

一部の実施形態において、サービスプロバイダ 115 は、コンテンツプロバイダ 125a から n からコンテンツ提示デバイス 105a から n に直接コンテンツを送信するためのネットワークを含むことができる。例えば、サービスプロバイダ 115 は、コンテンツ提示デバイス 105a から n に直接にコンテンツを提供するためのテレビ制作スタジオのためのネットワーク及び関連技術を含むことができる。別の例では、サービスプロバイダ 115 は、ユーザが様々なコンテンツプロバイダ 125a から n からのコンテンツにアクセスすることを可能にするコンテンツアクセサリケーション、並びに関連ハードウェア及びソフトウェアを含むことができる。例示的コンテンツアクセサリケーションは、Netfix (登録商標) 及び Hulu (登録商標) を含む。一部の実施形態において、コンテンツプロバイダ 125a から n は、例えば、ネットワーク 110 を通してコンテンツ提示デバイス 105a から n と直接に通信することができる。

30

【0023】

コンテンツ提示システム 100 は、1 又は 2 以上のデータストア 120 を含むこと及び / 又はこれらへのアクセスを有することができる。データストア 120 は、コンテンツ、及び / 又はコンテンツ提示デバイス 105a から n、サービスプロバイダ 115、及び / 又はコンテンツプロバイダ 125a から n が、コンテンツを発生、送信、及び / 又は提示するのに使用することができる情報を格納するように構成することができる。一部の実施形態において、データストア 120 は、少なくとも部分的に第三者機関からのデータを含むことができる。例えば、データストア 120 は、コンテンツアセット、配信計画、コンテンツ識別子 (例えば、コンテンツ指紋ライブラリ)、視聴者ターゲット化情報 (例えば、人口動態情報、閲覧者プリファレンス情報、コンテンツアクセス履歴情報)、サービスプロバイダ 115 及び / 又はネットワーク 110 を通してコンテンツを受信するコンテンツ提示デバイス 105a から n の数及びタイプ、コンテンツ提示デバイス 105a から n のオペレーティングシステム、ソフトウェア、ファームウェア、及び / 又はハードウェア、又は閲覧者又は他のコンテンツ消費者及び / 又は消費者デバイスのプロファイルなどに関連付けられた情報を含むことができる。

40

【0024】

図 1 に示すように、管理システム 100 は、1 又は 2 以上のサーバ論理デバイス 130 を含むことができ、これらのサーバ論理デバイス 130 は、一般的に、プロセッサと、1 又は 2 以上のアプリケーションに関するプログラミング命令、データ、又は情報を収容

50

するための非一時的メモリ又は他のストレージデバイスと、例えば、図4に示されており、この図を参照して以下に説明する中央演算処理装置(CPU)405、読み取り専用メモリ(ROM)410、ランダムアクセスメモリ(RAM)415、通信ポート440、コントローラ420、及び/又はメモリデバイス425を含む他のハードウェアとを含むことができる。

【0025】

一部の実施形態において、プログラムミング命令は、取りわけ、コンテンツ開発体125aからnからのコンテンツアセットを受信し、又は他にそれにアクセスし、コンテンツ識別子を発生させ、コンテンツアセットが何時コンテンツ提示デバイス105aからnに提示されるかを検出し、又は他にそれを認識し、コンテンツアセットがコンテンツ提示デバイスを通して提示される時にメッセージを発生させ、コンテンツアセットが提示デバイスを通して提示されていることに応答して提示情報を発生させ、提示情報に基づいてコンテンツ提示レポートを発生させ、提示情報に基づいて配信計画に従ってコンテンツアセットを配信したか否かを検証し、及び/又はこれらのいずれかの組合せを行うように構成された提示情報管理アプリケーション(「管理アプリケーション」)を含むことができる。一部の実施形態において、管理アプリケーションは、コンテンツアセットが何時コンテンツ提示デバイス105aからnに提示されたかを検出し、又は他にそれを認識するためのACRアプリケーション、ハードウェア、又はシステム(「ACRシステム」)を含み、又は他にそれらにアクセス可能である。

10

【0026】

サーバ論理デバイス130は、コンテンツ提示デバイス105aからn、サービスプロバイダ115、及び/又はコンテンツプロバイダ125aからnと作動可能に通信することができる。一部の実施形態において、管理アプリケーションは、インターネットを通じたクライアントアプリケーション、ウェブベースアプリケーション、及び/又はモバイルアプリケーション(例えば、「モバイルアプリ」又は「アプリ」)のような様々なプラットフォームを通してアクセス可能とすることができます。一部の実施形態により、管理アプリケーション及び/又は管理アプリケーションのクライアントバージョンは、各提示デバイス105aからn上で作動し、及び/又は他にこれらにアクセス可能であるように、及び/又はインターネットのようなネットワーク上で提示デバイスにアクセス可能なサーバコンピュータデバイス上で作動するように構成することができる。コンテンツ識別子及び/又は提示情報のアクセス及び/又は処理に使用されるファイル、データ、及び/又は処理(例えば、医学的調査情報、又は分析処理など)の全て又は一部は、各提示デバイス105aからn上にローカルに格納すること、サーバ論理デバイス130のような集中位置に格納すること、及び/又はネットワーク上でアクセス可能にすることができる。

20

【0027】

一部の実施形態において、管理アプリケーション及び/又はACRシステムは、コンテンツ開発体125aからn、コンテンツ配信者115、又はこれらの何らかの組合せによって作動させることができる。一部の実施形態において、管理アプリケーション及び/又はACRシステムは、コンテンツ開発体125aからn及び/又はコンテンツ配信者115と通信する独立システム又はエンティティによって作動させることができる。

30

【0028】

一部の実施形態において、管理アプリケーションは、提示情報をコンテンツ配信キャンペーン、広告キャンペーン、プログラミングスケジュール、視聴者ターゲットキャンペーン(視聴者ベース広告キャンペーンなど)と比較するように構成することができる。例えば、管理アプリケーションは、提示情報に基づいて指示された実際のインプレッションを配信計画に必要な又は他にそれによって定められたターゲットインプレッションと比較するように構成することができる。提示情報は、取りわけ、1又は2以上のコンテンツアセットを観たか、これらをダウンロードしたか、これらを閲覧したか、これらを再生したか、これらをストリーミングしたか、又は他にこれらにアクセスした特定のユーザ及び/又は閲覧者のユーザ人口動態に関する情報を含むことができる。従って、管理アプリケーシ

40

50

ヨンは、どのようにして実際のコンテンツ閲覧者を配信計画で指定されたターゲット閲覧者と比較するかを決定することができる。このような配信計画の検証は、百分率、ヒット／ミス、又は全体的インプレッションなどの様々な技術を使用して報告することができる。

【0029】

図2は、一部の実施形態による例示的管理システムを示している。図2に示されているコンテンツ開発体205は、テレビ広告のようなコンテンツアセット210を開発することができる。広告210は、広告のためのコンテンツ識別子220を発生させることができる管理システム215に提供することができる。コンテンツ識別子220は、MPEG-2及び／又はMPEG-4コンテンツのためなどの当業技術で公知の方法を使用して広告210に埋め込むか又は他にそれに関連付けることができる。一部の実施形態において、コンテンツ識別子220は、データストア（データベース又はコンテンツ識別子ライブラリ）に格納することができ、広告に埋め込まないか又は他に広告と共に送信することができる。このような実施形態において、広告210は、デバイスに提示された時に分析することができ、データストアは、この広告に適合するコンテンツ識別子がこのデータストアに格納されているか否かを決定するために検索することができる。10

【0030】

一部の実施形態において、広告210は、テレビのようなコンテンツ提示デバイス225に放送、送信、ストリーミング、又は他に配信することができる。広告210は、管理システム215を通して、又はこの管理システムと作動可能に連結されたコンテンツ配信者（図示せず）を通して直接に配信することができる。テレビ225は、テレビスクリーンのようなディスプレイ要素230上に広告210を提示することができる。20

【0031】

管理アプリケーション240は、直接に又はテレビ225にコンテンツを供給する1又は2以上のネットワーク上でテレビ225に提示されるコンテンツに対して作動するか、又は他にそれにアクセス可能である。管理アプリケーション240は、テレビを通して提示されるコンテンツに関連付けられたコンテンツ識別子に対してこのコンテンツをモニタ、分析、放映、又は他に処理するように構成されたコンテンツ認識モジュール235を含むか又は他にそれにアクセス可能である。一部の実施形態において、コンテンツ認識モジュール235は、システム（ACRシステム）を含むか又は他にそれにアクセス可能である。30

【0032】

一部の実施形態において、管理アプリケーション240は、コンテンツ識別子を検出することにより、コンテンツ識別子210を有する広告210が何時テレビ225上で再生されたかを決定することができる。一部の実施形態において、管理アプリケーション240は、適合するコンテンツ識別子に対してコンテンツ識別子ライブラリを検索することにより、コンテンツ識別子210に関連付けられた広告210が何時テレビ225上で再生されたかを決定することができる。

【0033】

図2は、テレビ225上で作動する管理アプリケーション240を示しているが、実施形態は、このように限定されるものではなく、それは、管理アプリケーションが、テレビ225上に提示されるか又はテレビ225に送信されるコンテンツをモニタ又は検出することができるあらゆるデバイス上で作動させることができるためにある。一部の実施形態において、管理アプリケーション240は、コンテンツ識別子を有するコンテンツがテレビ225のようなコンテンツ提示デバイスに送信された時にこのコンテンツを検出することができる。40

【0034】

管理アプリケーション240がコンテンツ認識モジュール235を通してコンテンツ識別子を検出した時に、管理アプリケーションは、テレビ225上の広告210の提示に関連付けられた提示情報245にアクセスすること、及び／又はそれを発生させることで50

きる。提示情報メッセージ 250 は、コンテンツ配信者 215 に送信することができる。一部の実施形態において、管理アプリケーション 240 及び / 又はコンテンツ配信者 215 は、提示情報 245 を使用して、配信計画に従ってコンテンツが配信及び / 又は提示されたか否か（例えば、閲覧者インプレッション）を含むコンテンツ 210 の提示に関する情報を閲覧するのにコンテンツ開発体 205 によって使用することができる提示レポート 255 を発生させることができる。

【0035】

図 3 は、本明細書に説明する少なくとも一部の実施形態によって配置された 1 又は 2 以上のサーバ論理デバイスを通じてなどで管理システムによって実行することができる一部の実施形態によるコンテンツ提示情報を管理する例示的方法に関する流れ図である。例示的方法は、ブロック 305、310、315、320、325、330、335、及び / 又は 340 のうちの 1 又は 2 以上によって示された 1 又は 2 以上の作動、機能、又はアクションを含むことができる。ブロック 305 から 340 に説明される作動はまた、図 4 に示されているメモリ要素 410、415、及び 425 のようなコンピュータ可読媒体内にコンピュータ実行可能命令として格納することができる。別々のブロックとして示されているが、望ましい実施に応じて、様々なブロックを追加のブロックに分割するか、より少ないブロックに組み合わせるか、又は削除することができる。ブロック 305 から 340 に説明される作動は、コンテンツ開発体、コンテンツ配信者、コンテンツプロバイダ、コンテンツ提示デバイス、ネットワークシステム、放送ネットワーク、又はこれらのいずれかの組合せによって実行することができる。
10

【0036】

図 3 に示すように、管理システムは、コンテンツ開発体からのコンテンツにアクセス可能である（305）。例えば、広告主又は代理店は、一意的な各広告が、視聴者ベース広告購入を含む広告キャンペーンのような配信計画と連動して使用されるように、広告又はサンプルを提供することができる。管理システムは、コンテンツ識別子を発生させて、このコンテンツ識別子をコンテンツ及び / 又は関連するコンテンツアセット内に埋め込むことができる（310）。例えば、一意的なテレビ広告は、ACR システム、又はネットワーク、地理的、及び / 又は特定のデバイスレベル（例えば、インターネット接続スマートテレビ）で配備された他のコンテンツ認識システムと共に使用することができる一意的なオーディオ及び / 又はビデオ指紋及び / 又は透かしを発生させるように処理することができる。コンテンツアセットは、コンテンツ提示デバイス及び / 又はコンテンツ提示デバイスにコンテンツを提供するネットワークに送信することができる（315）。
20

【0037】

コンテンツ識別子に基づいて、コンテンツを検出することができる（320）。一部の実施形態において、少なくとも部分的に ACR を使用して、特定の視聴者ベーステレビ購入のような配信計画に関連付けられたコンテンツアセットが何時提示（又は「放送」）されたかを検出することができる。コンテンツアセットの提示又は放送の検出（320）はまた、関連するいずれかの配信ネットワークの識別情報、提示時間、地理情報、デバイス情報、及び提示に関連付けられた他のいずれかの情報のような提示情報を受信すること（325）を可能にする。一部の実施形態において、コンテンツ認識（例えば、ACR）が、コンテンツ提示デバイスのレベルで（例えば、ACR 対応スマートテレビを用いて）行われた時のように、デバイスの十分なサンプルにわたる検出は、コンテンツアセットが提示された特定の地理情報、時間、及び他の提示情報、並びにこれらに加えて、コンテンツアセットに関連する視聴者インプレッションレベルを正確に推定することを可能にすることができる。提示情報は、広告主又は代理店のようなコンテンツ開発体に提供することができる（330）。このようにして、コンテンツ開発体は、リアルタイム又は実質的にリアルタイムで彼らのコンテンツ提示に関する正確な情報へのアクセスを有することができる。
30

【0038】

一部の実施形態において、任意的に、提示情報に基づいてコンテンツ提示レポート 33
50

5を発生させることができる。例えば、提示情報は、分析するか又は他に分析処理を受けさせて、コンテンツ提示（例えば、テレビ広告の放送）の検出（320）に対するコンテキストを提供することができる。別の例では、配信計画を集計して提示情報を分析し、検出320が視聴者ベース広告購入のような配信計画の一部分であったか否かを確認することができる。更に別の例では、提示検出320から得られた提示情報を使用した視聴者ベース広告購入に関するレポートは、検出された広告挿入の配置（例えば、提示ネットワーク、提示時間、及び提示地理）、視聴者インプレッションの推定、並びに広告及び／又はキャンペーンを受ける視聴者範囲及び配信頻度の推定を含むことができる。これに加えて、このような測定結果と他の第三者機関データベースとを組み合わせることにより、各広告挿入の推定費用又は特定の視聴者タイプ（例えば、子供がいる富裕な家庭）に対するインプレッション推定などの追加情報を得るか、又はそれを提示することができる。これらの測定結果及びレポートは、キャンペーン期間中又はその後に提供することができる。コンテンツ提示レポートは、コンテンツ開発体に提供することができる（340）。 10

【0039】

視聴者ベーステレビ購入の実施形態において、視聴者ベーステレビ購入の一部ではないキャンペーンにも同じテレビ広告を使用することができる場合に、広告主及び／又は代理店に、このキャンペーンに関連付けられた特定の広告挿入口格を提供させることにより、同じテレビ広告を使用した他のキャンペーンに関連付けられた検出を区別することができる。これらの広告挿入に関連付けられた広告挿入をACR対応広告検出と適合させることにより、システムが、分析及び関連するレポートが視聴者ベーステレビ購入に関連付けられた広告挿入に限定して着目することを確実にすることを可能にする。 20

【0040】

本明細書で説明する実施形態は、特定の放送及び送信機構を詳述しているが、当業者は、メディアコンテンツ送信のあらゆる手段が完全に本発明の範囲にあることを認識するであろう。これに加えて、本明細書で説明する実施形態は、ディスプレイデバイス自体又はセットトップボックスの使用を詳述しているが、当業者は、本発明は、ディスプレイデバイスの内部、外部、又はこれらの両方に存在することができる様々なハードウェア及びソフトウェアを使用して実施することができることを認識しなければならない。 30

【0041】

図4は、上述の様々なコンピュータ処理及びシステムを収容又は実施するのに使用することができる例示的内部ハードウェアのブロック図である。バス400は、ハードウェアの他の例示する構成要素を相互接続する主情報ハイウェイとして機能する。CPU405は、プログラムを実行するのに必要な計算及び論理演算を実行するシステムの中央演算処理装置である。CPU405は、例示的処理デバイス、コンピュータデバイス、又はプロセッサであり、このような用語が本発明の開示に用いられている。読み専用メモリ（ROM）430及びランダムアクセスメモリ（RAM）435は、例示的メモリデバイスを構成する。 40

【0042】

コントローラ420は、システムバス400経由で1又は2以上の任意的なメモリデバイス425と接続する。これらのメモリデバイス425は、例えば、外部又は内部DVDドライブ、CD-ROMドライブ、ハードドライブ、フラッシュメモリ、又はUSBドライブなどを含むことができる。上述のように、これらの様々なドライブ及びコントローラは、任意的なデバイスである。更に、メモリデバイス425は、いずれかのソフトウェアモジュール又は命令、補助データを格納するための個別ファイル、結果の群又は補助データを格納するための共通ファイル、又は結果情報、補助データ、及び上述の関連情報を格納するための1又は2以上のデータベースを含むように構成することができる。

【0043】

上述の提示設定の決定、構成、送信、又は復号などに関連付けられた機能段階のいずれかを実行するためのプログラム命令、ソフトウェア、又は対話型モジュールは、ROM430及び／又はRAM435内に格納することができる。任意的に、プログラム命令は、 50

コンパクトディスク、デジタルディスク、フラッシュメモリ、メモリカード、U S B ドライブ、B l u - r a y (T M) ディスクのような光ディスクストレージ媒体、及び／又は他の記録媒体のような有形コンピュータ可読媒体上に格納することができる。

【 0 0 4 4 】

任意的なディスプレイインターフェース 4 3 0 は、バス 4 0 0 からの情報をオーディオ、視覚的、グラフィック、又は英数形式でディスプレイ 4 3 5 上に表示することを可能にすることができる。外部デバイスとの通信は、様々な通信ポート 4 4 0 を使用して行うことができる。例示的通信ポート 4 4 0 は、インターネット又はローカルエリアネットワークのような通信ネットワークに接続することができる。

【 0 0 4 5 】

ハードウェアはまた、キーボード 4 5 0 のような入力デバイス、又はマウス、ジョイスティック、タッチスクリーン、リモコン、ポインティングデバイス、ビデオ入力デバイス、及び／又はオーディオ入力デバイスのような他の入力デバイス 4 5 5 からのデータを受信することを可能にするインターフェース 4 4 5 を含むことができる。

【 0 0 4 6 】

上記で開示した特徴及び機能、並びに他の特徴及び機能、又はこれらの代替例のいくつかを多くの他の異なるシステム又はアプリケーションに望ましく組み合わせることは認められるであろう。同じく現在予想されないか又は予期されない様々な代替、変更、変形、又は改良を当業者によって今後行うことができ、このような代替、変形、及び改良は特許請求の範囲によって包含されることも認められるであろう。

10

20

【 符号の説明 】

【 0 0 4 7 】

1 0 0 管理システム

1 0 5 a コンテンツ提示デバイス

1 1 0 ネットワーク

1 1 5 サービスプロバイダ

1 2 5 a コンテンツ開発体

【図1】

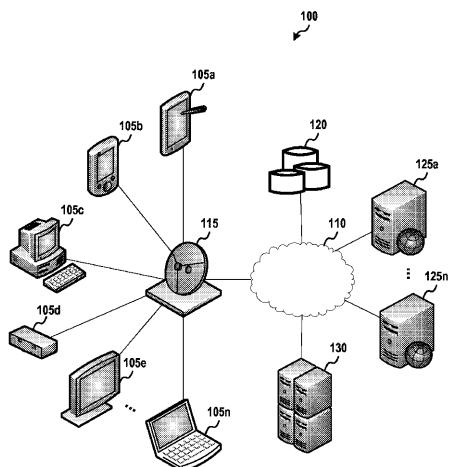


FIG. 1

【図2】

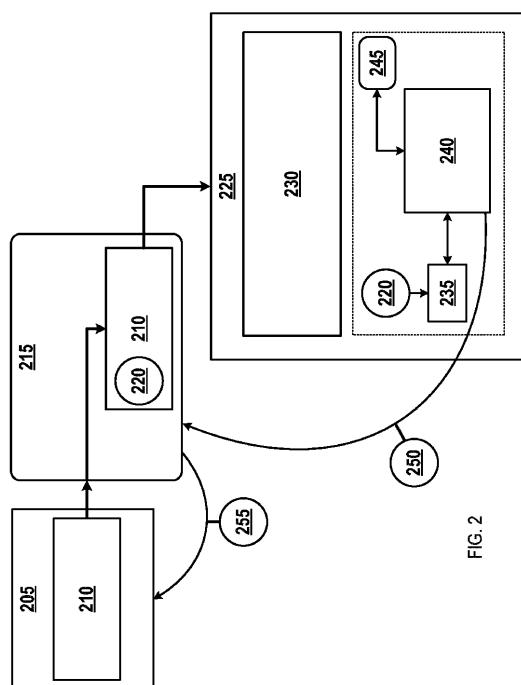


FIG. 2

【図3】

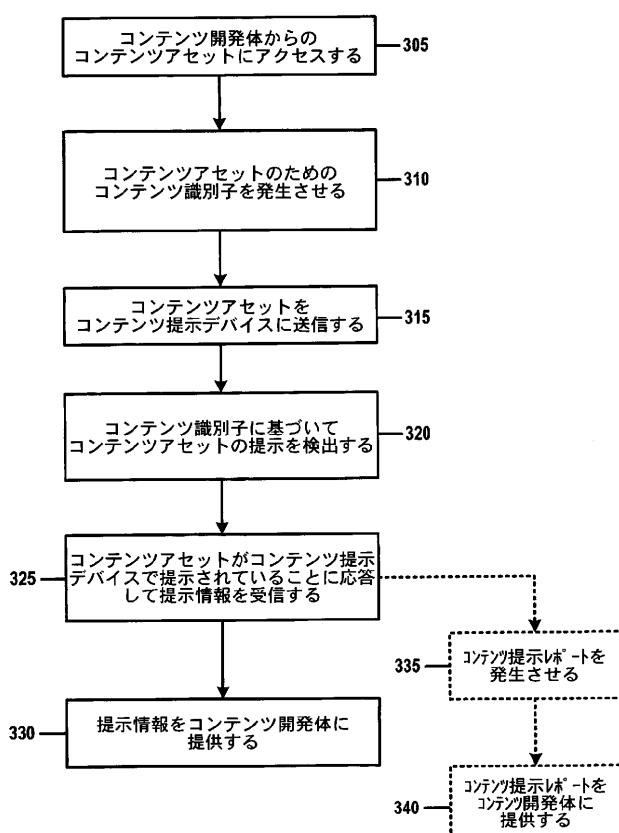


FIG. 3

【図4】

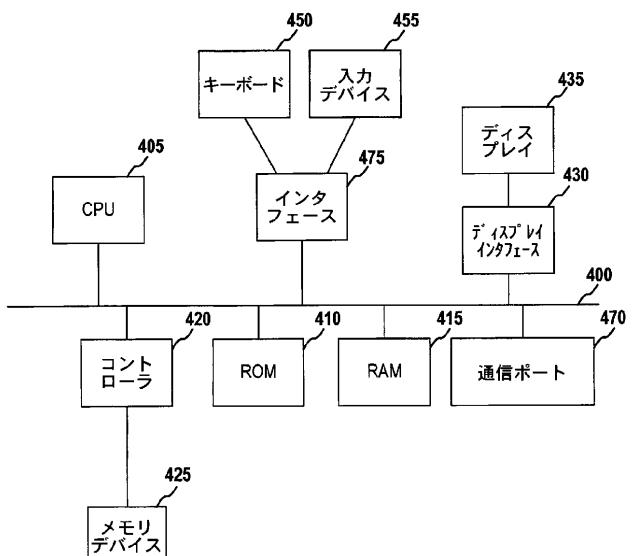


FIG. 4

【国際調査報告】

| INTERNATIONAL SEARCH REPORT | | International application No. PCT/US2015/015045 |
|--|---|--|
| A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(8) - G06Q 30/02 (2015.01) CPC - G06Q 30/02 (2015.01) According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC | | |
| B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC(8) - G06F 3/00; G06Q 30/00, 30/02; H04N 21/00 (2015.01) USPC - 705/7.29, 707/736; 725/10 | | |
| Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched CPC - G06F 3/00; G06Q 30/00, 30/02; H04N 21/00 (2015.01) (keyword delimited) | | |
| Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) Google, Orbit, Google Patents Search terms used: recognize, advertisements, identifiers, campaign, television | | |
| C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT | | |
| Category* | Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages | Relevant to claim No. |
| X | US 2009/0006180 A1 (HAMEEN-ANTTILA) 01 January 2009 (01.01.2009) entire document | 1,5,8,9,13,16,17 |
| Y | | 2-4, 6, 7, 10-12, 14, 15, 18-20 |
| Y | US 2013/0205317 A1 (SINHA et al) 08 August 2013 (08.08.2013) entire document | 2-4,10-12,18,19 |
| Y | WO 2013/003425 A2 (BELANI et al) 03 January 2013 (03.01.2013) entire document | 6,14, 20 |
| Y | US 2012/0221570 A1 (KALAVADE) 30 August 2012 (30.08.2012) entire document | 7,15 |
| <input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> | | |
| * Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "B" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family | | |
| Date of the actual completion of the international search 16 April 2015 | Date of mailing of the international search report 14 MAY 2015 | |
| Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-3201 | Authorized officer: Blaine R. Copenheaver PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OSP: 571-272-7774 | |

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,ST,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,R0,RS,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,KM,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,D0,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,IDL,IN,IR,IS,JP,KE,KG,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SA,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US

(74)代理人 100109070

弁理士 須田 洋之

(74)代理人 100109335

弁理士 上杉 浩

(74)代理人 100120525

弁理士 近藤 直樹

(74)代理人 100158551

弁理士 山崎 貴明

(72)発明者 ハーバーマン セス

アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10024 ニューヨーク ウエスト エイティフィフス ストリート 1 アパートメント 11シー

(72)発明者 マーカス クラウディオ

アメリカ合衆国 ニューハンプシャー州 03216 アンドーヴァー メープル ストリート
392

F ターム(参考) 5L049 BB08